

小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費の助成

◇制度の概要

小児慢性特定疾病児童等が在宅で生活するにあたって、特殊寝台や車椅子等の日常生活用具を購入する場合、その費用の一部を助成します。

◇利用できる人

○市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童等。(18歳未満の者。疾患により必要と認められた場合は20歳未満。)

※品目によっては助成の対象とならないことがあります。

※身体障害者手帳を所持している方は、障害者等日常生活用具購入費助成事業での申請となります。

◇利用の手続き

購入前に市障がい福祉課に申請をします。

【申請に必要な書類】

- 申請書 (窓口にあります。)
 - 小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成意見書 (医師に記載してもらうもの。窓口にあります。)
 - 同一世帯の扶養義務者の所得等が確認できるもの。(源泉徴収票や課税証明書等)
 - 見積書とカタログ (業者に作成してもらってください。)
 - 小児慢性特定疾病医療受給者証
 - 個人番号がわかるもの
- ※申請時に、用具購入時の支払い方法について、償還払いか代理受領のいずれの方式で行うか伺います。

償還払いを選択

申請内容が適切と認められた場合、自宅に[A]決定通知書+[B]助成券+[C]助成額請求書を送付します。

業者に[A]と[B]を提示して、業者へ[A]に記載の自己負担額の支払いと助成額を一旦自己負担の上、用具を購入してください。(このとき、業者から[B]に納入証明を記載してもらい領収書を受け取ってください。)

市へ[B]+[C]+業者からの領収書を提出し、手続きは完了します。(後日、指定口座へ助成額を振り込みます。)

代理受領を選択

申請内容が適切と認められた場合、自宅に[A]決定通知書+[B]助成券+[D]委任状を送付します。

業者に[A]+[B]+[D]を提示し、[A]に記載の自己負担額を業者へ支払い、用具を購入してください。また、[B]と[D]の書類は業者に提出してください。
これで手続き完了です。
(助成額は、市から業者に直接支払います。)

◇利用者の負担

扶養義務者の所得状況に応じて、利用者の負担額が決定されます。

※購入する用具によっては、全額自己負担となる場合もあります。

◇対象品目

- ・便器 ・特殊マット ・特殊便器 ・特殊寝台 ・歩行支援用具 ・入浴補助用具 ・特殊尿器
- ・体位変換器 ・車椅子 ・頭部保護帽 ・電気式たん吸引器 ・クールベスト
- ・紫外線カットクリーム ・ネブライザー ・パルスオキシメーター ・ストーマ装具（消化器系）
- ・ストーマ装具（尿路系） ・人工鼻 ・チューブ型包帯

※品目それぞれに対象者の条件・物品の性能・耐用年数・基準額が設定されています。詳しくは市障がい福祉課までお問い合わせください。